

さいたま市告示第588号

さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><u>第16条</u> <u>電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、次に掲げる申請等を行う場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。</u></p> <p><u>(1) 第6条第1項の規定による申請</u> <u>(2) 第8条及び第13条第3項の規定による通知</u> <u>(3) 第9条第2項の規定による書類の提出</u> <u>(3) 第11条第1項の規定による請求</u> <u>(4) 第13条第2項の規定による届出</u></p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>様式第4号（第11条関係） 福祉タクシー利用料金助成事業に係る請求書 [略] <div style="text-align: right;">代表者氏名</div> [略]</p>	<p><u>第16条</u> [略]</p> <p>様式第4号（第11条関係） 福祉タクシー利用料金助成事業に係る請求書 [略] <div style="text-align: right;">代表者氏名</div> [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱様式第4号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。